

島原市監査委員公表第1号

財政援助団体等監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知がなされたので、
地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年6月5日

島原市監査委員 徳永 清己

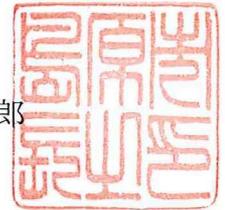
島原市監査委員 永田 光臣

令和5年5月25日

島原市監査委員 徳永 清己 様

島原市監査委員 永田 光臣 様

島原市長 古川 隆三郎



令和4年度 財政援助団体等監査の結果報告書に係る
措置等の状況について

標記のことについて、地方自治法第199条第9項の規定により提出された
監査の結果に関する報告に対し、同条第14項の規定による措置等の状況につ
いて別紙のとおり報告します。

令和4年度実施

財政援助団体等(公の施設の指定管理者)監査結果報告書に 基づく措置等の内容

指摘事項等	措置等の内容
<p>【しまばら観光課】</p> <p>① 管理業務に係る実施状況の報告及び履行確認について</p> <p>島原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条及び基本協定書第23条の規定により、事業報告書の提出は期限までに行われているが、その内容において、管理仕様書に定められた保守管理業務及び環境維持管理業務に係る点検・清掃等の実施状況に関する事項は報告されていない。また月次ごとに提出する業務状況報告書においても報告されていない。</p> <p>保守管理業務等についても規定に従って確実に実施されているか、「管理実施状況報告」として報告する必要があり、不具合や異常の有無に関わらず、事業報告書にはその実施状況・結果について記載するとともに、定期的に所管課へ報告するよう努められたい。</p> <p>なお、所管課としても指定管理業務の履行確認や進行管理を適切に行っているとは言い難い。指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。</p>	<p>① 指摘を受け、指定管理者より温浴施設の保守管理に関する各種点検報告書を提出するよう指導を行い1月13日付で提出をうけました。今後とも、条例等に沿った指定管理業務の履行確認や進行管理を行います。</p>

② 利用料金の決定について

島原温泉ゆとろぎの湯の設置及び管理等に関する条例第13条第2項並びに基本協定書第28条第1項の規定に準じた利用料金の決定については、指定管理者から提出された事業計画書の確認で済ませている。

利用料金はあらかじめ市長の承認を得て定めるものとする規定にあることから、料金決定に当たっては、適正な手続きにより図られたい。

なお、所管課としても指定管理事務が適正に執行されるよう努められたい。

③ 利用料金等の取扱いについて

利用料金等(現金)の取扱いや管理については、「事務担当者1人の職員が扱い、理事へ毎月報告」の方法により行われている。また、取扱い等に関するマニュアルは整備されていない。

利用料金等(現金)の取扱いや管理に当たっては、不正防止の観点から複数職員で対応されたい。併せて、利用料金等の取扱いや管理に関するマニュアルを整備され、そのマニュアルに従った取扱いを確実に実施されたい。

② 今後は、指定管理者と協議を行い、今後も集客拡大のための利用料金の割引制度の導入するため、島原温泉ゆとろぎの湯の設置及び管理等に関する条例第13条第2項並びに基本協定書第28条第1項の規定に準じ、必要な協議の手続きを行います。

③ 指定管理者と協議を行い、利用料金等(現金)の取扱いや管理に関するマニュアルを作成し、現金の取り扱いについては複数職員で対応するように指導します。

<p>【島原市中堀町商店街協同組合】</p> <p>① 管理業務に係る実施状況の報告及び履行確認について 島原市公の施設の指定管理者の指定の 手続等に関する条例第6条及び基本協 定書第23条の規定により、事業報告書 の提出は期限までに行われているが、そ の内容において、管理仕様書に定められ た保守管理業務及び環境維持管理業務 に係る点検・清掃等の実施状況に関する 事項は報告されていない。また月次ごと に提出する業務状況報告書においても 報告されていない。</p> <p>保守管理業務等についても規定に従 って確実に実施されているか、「管理実 施状況報告」として報告する必要があ り、不具合や異常の有無に関わらず、事 業報告書にはその実施状況・結果につ いて記載するとともに、定期的に所管課へ 報告するよう努められたい。</p> <p>なお、所管課としても指定管理業務の履 行確認や進行管理を適切に行っている とは言い難い。指定管理事務が適正に執 行されるよう努められたい。</p> <p>② 利用料金の決定について 島原温泉ゆとろぎの湯の設置及び管理 等に関する条例第13条第2項並びに 基本協定書第28条第1項の規定に準 じた利用料金の決定については、指定管 理者から提出された事業計画書の確認 で済ませている。</p> <p>利用料金はあらかじめ市長の承認を得 て定めるものとする規定にあること から、料金決定に当たっては、適正な手 続きにより図られたい。</p> <p>なお、所管課としても指定管理事務が適</p>	<p>① 指摘を受け、所管課（しまばら観光 課）に温浴施設の保守管理に関する各種 点検報告書を提出した。</p> <p>今後は、条例及び協定書の規定に従い 適正な事務手続きを行います。</p> <p>② 割引の額（率）については、協定締 結時もしくはその都度書面において所 管課と協議することとし、集客拡大のた めの利用料金の割引制度の導入を積極 的に行います。</p>
---	---

正に執行されるよう努められたい。

③ 利用料金等の取扱いについて
利用料金等(現金)の取扱いや管理については、「事務担当者1人の職員が扱い、理事へ毎月報告」の方法により行われている。また、取扱い等に関するマニュアルは整備されていない。

利用料金等(現金)の取扱いや管理に当たっては、不正防止の観点から複数職員で対応されたい。併せて、利用料金等の取扱いや管理に関するマニュアルを整備され、そのマニュアルに従った取扱いを確実に実施されたい。

③ 利用料金等(現金)の取扱いや管理に関するマニュアルの作成を行い、現金の取り扱いには複数職員で対応する体制を構築します。